

■ 競泳競技規則

			変更前 2021版	変更後 2023版	変更後 2023版(第2版)								
総則			国際水泳連盟 (FINA : Federation International de Nation)	国際水泳連盟 (WORLD AQUATICS)	世界水泳連盟 (WORLD AQUATICS)								
第1条 競技会の運営	3項	5項	8項	競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数を置く。 審判長 1名 機械審判 1名 ..... 通告員 1名 機械操作 2名 また、必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。	競技会の主催者は、必要十分な競技役員を指名し、競技会の公平性、完全性、安全性を確保する。								
				全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と1レーン1名の計時員と1名の補助計時員を置かなければならない。	全自動装置を使用できない競技会においては、可能な限り1レーン最低1名の計時員と時計の不具合に備えて1レーン1名の補助計時員を置かなければならない。各レーン3名の計時員を置くことが望ましい。	全自動装置を使用できない競技会においては、可能な限り、1レーンに最低1名の計時員とストップウォッチの不具合に備えて1レーン1名の補助計時員を置く。各レーン3名の計時員を置くことが望ましい。							
					実行委員会は、競技に際して、選手が遵守しなければならない、入場方法、心構えを明確にしなければならない。	実行委員会は、競技に際して、選手が遵守すべき入場方法・心構えを、 <b>招集所を出るまでに明確に</b> しなければならない。							
第2条 競技役員	1項 (4) ①	1項 (5)	1項 (7)	1項 (8)	3項 (5)	6項 (5)	6項 (10)	7項 (3)	12項 13項	ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。	全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせ、スタート台に誘導し、準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。	全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせ、スタート台に誘導し、次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。	
										出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。	出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。 <b>自動審判装置が使用できる場合は、失格を確定するために用いられる。</b>		
											違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目、レーンナンバー、違反の内容を記述し、 <b>審判用紙を完成</b> する。	違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目・レーンナンバー・違反の内容を記述し、 <b>審判用紙を完成</b> する。	
											リレー競技において、前の競技者が壁にタッチした際に、次の競技者の足がスタート台に接しているかどうか判断することを、審判長は競技役員に命じなければならない。全自動審判装置が引き継ぎ違反を判定できる場合は、 <b>第14条1項</b> に従う。		
											出発合図員は、その権限内で認められたいかなる違反も審判長に報告しなければならない。		
											バックストロークレッジを使用する場合は、設置、取り外しを行う。 <b>設置したら、レベルを0にしなければならない。</b>	バックストロークレッジを使用する場合は、設置、取り外しを行う。 <b>設置したら、レベルを0にしなければならない。</b>	
											泳者の違反を観察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。	<b>折返監察員の権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。</b>	
											泳者の違反を観察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。	<b>泳法審判員の権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。</b>	
												<b>ビデオ審判管理者</b>	<b>ビデオ審判主任</b>
												<b>ビデオ審判員</b>	
第4条 出発	3項	出発合図の前にスタートした競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォールスタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォールスタートしたと見なされる場合は、出発の合図はせず、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。	出発合図の前にスタートの <b>動作を開始した</b> 競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォールスタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォールスタートしたと見なされる場合は、出発の合図はせず、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。	出発合図の前にスタートの動作を開始した競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、 <b>スタート違反した</b> 競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に <b>失格が明らかになった</b> 場合は、出発の合図はせず、 <b>他の競技者を元の位置に戻し、再出発をする。</b>									
第5条 自由形	3項	スタート後、折り返し後は、体が完全に水没してもよい距離15mを除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出なければならない。壁から15m地点までに頭は水面上に出なければならない。	競技中は泳者の体の一部が常に水面上に出なければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では <b>体が完全に水没してもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出なければならない。</b>										
第6条 背泳ぎ	1項	3項	バックストロークレッジを使用する場合は、両足のつま先はタッチ板に設置していなければならない。	バックストロークレッジを使用する場合は、 <b>両足のつま先の少なくともそれぞれ一本はタッチ板に接していなければならない。</b>	バックストロークレッジを使用する場合は、 <b>両足共、少なくとも一本の指は</b> タッチ板に接していなければならない。								
			競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出なければならない。折り返しの間、スタート後、折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出なければならない。	競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出なければならない。折り返しの間、スタート後、折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出なければならない。 <b>ゴール直前、頭の一部分が5mのマークを過ぎれば、ゴールタッチ時に体が完全に水没してもよい。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出なければならない。</b>									
第7条 平泳ぎ	2項	4項	両腕の動作は、同時に左右対称に行われなければならない。交互に動かしてはならない。	両腕の動作は、 <b>同時に</b> 行われなければならない。交互に動かしてはならない。									
			両脚の動作は、同時に左右対称でなければならない。交互に動かしてはならない。	両脚の動作は、 <b>同時に</b> でなければならない。交互に動かしてはならない。									
第9条 メドレー競技	1項	それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。	それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。自由形の際に壁から足が離れたときはあおむけの状態であってもよいが、うつぶせの状態になるまでは、 <b>バタフライの蹴りも含めて</b> いかなる足の蹴りも行ってはならない。										
第10条 競泳	3項	4項	競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。	競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。 <b>競技規則に従って全距離を完泳しない選手は失格となる。</b>									
			競技者は、競技会の主管団体が公表した招集の要領に従い、出場前に出場の確認または点呼を受けなければならない。また、公表された組・レーンで出場しなければならない。	デッキ上において <b>競技規則第1条8項</b> に示された入場前の手続きを終えて入場した選手は、速やかに <b>水着以外のすべての着衣を脱がなくてはならない。</b>	競技規則第1条8項に示された入場前の手続きを終えて入場した選手は、速やかに <b>水着以外のすべての着衣を脱がなくてはならない。</b>								

			変更前 2021版	変更後 2023版	変更後 2023版(第2版)
第10条	競技	11項	競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。	競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。データを収集する目的のみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的で使用してはならない。	第15条4項に移動 12項以下番号繰り上げ
		16項	リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台もしくはプールデッキまたはプールの壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。	リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台もしくはプールデッキまたはプールの壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。プールデッキから走って飛び込むことは許されない。	
第11条	計時	1項	故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、計時員の計測した時間が正式時間となる。	故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。全ての計時装置が計測に失敗した競技において、泳者は泳ぎ直しを要求できる。	
第15条	水着等				競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。データを収集する目的のみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的で使用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。怪我によって必要な場合、1本または2本の手の指、足の指にテーピングをすることは認められる。審判長の承認がなければその他の身体上のいかなるテープも許されない。 (第10条11項より移動、4項以下番号繰り下げ)
第16条	抗議	1項	競技に関する抗議は、事象発生後30分以内にそのチームの責任者（リーダー）が、文書で審判長に提出する。		次の場合、競技に関する抗議ができる。 (1) 規則や競技会における規定が、順守されていなかった場合。 (2) 発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。 (3) 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。
		2項	抗議は、その競技会を主催する本協会または主催団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。		抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。 所属チームの責任者（リーダー）が審判長に対して (1) 事象発生後30分以内に (2) 本協会規定の書式で (3) 預かり金1万円を添えて ※ 事象発生後30分以内とは、公式に発表した時間後30分以内とする。
		3項			競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。
		4項			提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は、抗議を棄却した場合、理由を説明しなければならない。
		5項			チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、大会総務に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本協会または主催団体に徴収される。
		6項			大会総務は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。競技役員は大会総務を兼務することはできない。
		7項			大会総務が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本協会または主催団体に徴収される。

■ 競技会規則

			変更前 2021版	変更後 2023版	変更後 2023版 (第2版)
第2条	競技会の開催要件	4項 (2)		競技者は、同日に複数の競技会に出場することはできない。	

■ 手引

			変更前 2021版	変更後 2023版	変更後 2023版 (第2版)
8	抗議	(1)	競技開始前に判明した事項については、出発合図の前に文章にして審判長に提出する。 例 競技者の出場資格に疑いのある場合 競技者が本人でないと思われる場合	次の場合、競技に関する抗議ができる。 ① 規則や競技会における規定が、順守されていなかった場合。 ② 発生事象が、競技会の主催者や他の競技役員によって引き起こされた場合。 ③ 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。	
		(2)	違反の内容や状況等について、チームリーダーから問い合わせがあった場合、審判等がそれについて理由を説明する（この場合、問い合わせであり、抗議ではない）。	抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。 ① 所属チームの責任者が ② 審判長に対して ③ 事象発生後30分以内に ④ 本協会既定の書式で ⑤ 預かり金10,000円を添えて ※ 事象発生後30分以内とは、ランキングを発表した時間後30分以内とする。	
		(3)	審判長による理由の説明によっても、疑義が解消しない場合、チームリーダーは事象発生後30分以内に抗議内容を文章にして提出する。提出された抗議は、その競技会を主催する本協会、または主催団体によって任命された大会総務によって検討され、裁定される。	競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。	
		(4)		提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は、抗議を棄却した場合、理由を口頭で説明しなければならない。	
		(5)		チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、大会総務に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本協会（主催団体）に徴収される。	
		(6)		大会総務は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。競技役員は大会総務を兼務することはできない。	
		(7)		大会総務が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。抗議が棄却された場合、預かり金は本協会（主催団体）に徴収される。	